

令和6年度 指定障害福祉サービス事業者等集団指導

運営指導編

長野市保健福祉部
福祉政策課福祉監査室

1 市が行う指導・監査について

● 指導・監査の目的

障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づくもので、障害福祉サービスの質の確保、制度理解の促進及び給付の適正化を図るもの

● 指導・監査の形態

- (1) 集団指導
- (2) 運営指導
- (3) 監 査

1 市が行う指導・監査について

(1) 集団指導

事業者の皆さんに一定の場所に集まっておいただき、サービス等の取扱い、自立支援給付等に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び障害者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等について講習等の方法で行うもの

(障害者総合支援法第10条第1項、児童福祉法第57条の3の2)

(2) 運営指導（方法）

福祉政策課福祉監査室の職員が障害福祉サービス事業者等の事業所に出向き、自己点検表（主眼事項と着眼点）に基づき、関係書類の閲覧、関係者との面談の方法で行うもの

(障害者総合支援法第10条第1項、児童福祉法第57条の3の2)

1 市が行う指導・監査について

(2) 運営指導（頻度）

ア 障害者支援施設

指定障害福祉サービス事業者等

指定一般相談支援事業者等

指定特定相談支援事業者

指定障害児相談支援事業者等

指定障害児通所支援事業者等

イ その他必要と認められる障害福祉サービス事業者等

概ね3年に1回

1 市が行う指導・監査について

(2) 運営指導（令和6年度実施計画）

ア 指導重点事項

(ア) 事業運営の適正化と透明性の確保

- a 人員の資格及び員数が基準を満たしているか。
- b 介護給付費等の算定（加算・減算を含む。）が基準を満たしているか。
また、算定の根拠となる記録等が適切に整備されているか。
- c 管理者が従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、運営に関する基準を遵守させるため、必要な指揮命令を行っているか。

1 市が行う指導・監査について

(2) 運営指導（令和6年度実施計画）

ア 指導重点事項

(イ)利用者の尊厳保持と利用者本位のサービス提供

- a 利用者に対する虐待の防止及び差別の禁止その他の人権の擁護のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者及び管理者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。
- b 個別支援計画が利用者の個々の状況に即して作成（変更）されており、それに基づく適切な支援が行われているか。
- c 身体拘束等は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合のみ行い、行う場合には必要な事項を記録しているか。
また、身体拘束等適正化のための取組を行っているか。

1 市が行う指導・監査について

(2) 運営指導（令和6年度実施計画）

ア 指導重点事項

(ウ)利用者の安全確保と非常災害時における体制整備の強化・徹底

- a 火災、水害・土砂災害、地震等に対処するための実効性のある具体的計画
が策定されているか。
- b 関係機関への通報及び連携体制の整備、避難・救出訓練の実施等の対策を
講じているか。

1 市が行う指導・監査について

(2) 運営指導（令和6年度実施計画）

イ 指導対象の選定

(ア) 指導対象

令和6年4月1日に現存（休止を除く。）する全ての事業所及び年度途中に
指定を受けた事業所

(イ) 選定方法

- a 指導対象の事業所のうち、相当の期間にわたって未実施となっている
事業所を中心に選定
- b 事業者間の均衡や事業者の負担を考慮し選定

1 市が行う指導・監査について

(2) 運営指導（監査への変更）

運営指導中に次の状況を確認した場合は、運営指導を中止し、監査を行う場合があります。

- ア 著しい基準違反が確認され、利用者等の生命または身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
- イ 給付に係る費用の請求に誤りが確認され、その内容が著しく不正な内容と認められる場合

1 指導及び監査について

(3) 監査

障害福祉サービス事業者等の自立支援給付等の対象サービス等の内容等について、障害者総合支援法及び児童福祉法に定める行政上の措置（勧告、命令、一部効力の停止、指定の取消し）に該当すると認められる場合、または、自立支援給付等に係る費用の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを主眼とするもの

（障害者総合支援法第48条～第50条、第51条の27～第51条の29、第66条～第68条、児童福祉法第21条の5の22～第21条の5の24、第24条の34～第24条の36）

1 指導及び監査について

(3) 監査（対象）

次の情報を踏まえて、**指定基準違反等**の確認について必要があると認める場合に行います。

ア 要確認情報

（ア）通報・苦情・相談等に基づく情報

（イ）関係機関、相談支援事業所等へ寄せられる苦情

（ウ）自立支援給付等の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者

イ 運営指導において確認した情報

障害者総合支援法第10条第1項及び児童福祉法第57条の3の2第1項により指導を行った障害福祉サービス事業者等について確認した指定基準違反

1 指導及び監査について

(3) 監査（方法）

指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、障害福祉サービス事業者等に対し、

報告、帳簿書類その他の物件の提出・提示、

関係者の出頭、

事業所への立ち入り、

設備・帳簿書類その他の物件の検査

等を行います。

1 指導及び監査について

(3) 監査（行政上の措置）

ア 勧告

障害福祉サービス事業者等に障害者総合支援法第49条第1項、同条第2項、第51条の28第1項、同条第2項及び第67条第1項並びに児童福祉法第21条の5の23第1項及び第24条の35第1項に定める指定基準違反等の事実が確認された場合、当該障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告。

勧告をした場合において、当該障害福祉サービス事業者等に対して、期限内に文書により報告を求める。

これに従わなかったときは、その旨を公表する場合がある。

1 指導及び監査について

(3) 監査（行政上の措置）

イ 命令

障害福祉サービス事業者等が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令。

なお、命令をした場合には、その旨を公示します。

命令をした場合において、当該障害福祉サービス事業者等に対して、期限内に文書により報告を求めます。

1 指導及び監査について

(3) 監査（行政上の措置）

ウ 指定の取消し等

指定基準違反等の内容等が、障害者総合支援法第50条第1項各号、同条第3項で準用する同条第1項各号（第12号を除く。）、第51条の29第1項各号、同条第2項各号、第68条第1項各号及び同条第2項で準用する第50条第1項第8号から第12号まで並びに児童福祉法第21条の5の24第1項各号及び第24条の36各号のいずれかに該当する場合は、当該障害福祉サービス事業者等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止。

1 指導及び監査について

(3) 監査（経済上の措置）

工 返還金

命令又は指定の取消し等を行った場合、当該指定障害福祉サービス事業者等に対し、自立支援給付等の全部又は一部について障害者総合支援法第8条第2項及び児童福祉法第57条の2第2項に基づく不正利得の徴収（返還金）として返還させることができる。

命令、指定の取消し等を行った場合には、その返還させる額に **100分の40を乗じて得た額**を支払わせることができる。

2 運営指導における指導事項等について

(1) 運営に関する基準

ア 内容及び手続の説明及び同意

【主な指導事項等】

- 利用申込者に対し交付する重要事項説明書の内容について誤った記載がある
 - 重要事項説明書に第三者評価の実施状況（実施の有無等）が記載されていない。
-
- ◆ 【平18厚令171（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 平成18年9月29日厚生労働省令第171号）第9条】
 - ◆ 【平24厚令15（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準 平成24年2月3日厚生労働省令第15号） 平成18年9月29日厚生労働省令第171号）第12条】

2 運営指導における指導事項等について

(1) 運営に関する基準

イ 受給資格の確認

【主な指導事項等】

- サービスの提供を求められた場合に、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認していない。

◆【平18厚令171第14条】

指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認するものとする。

◆【平24厚令15第13条】

指定児童発達支援事業者は、特定児童発達支援を提供するときは、当該児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した特定児童発達支援の量、その他の必要な事項を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しなければならない。

2 運営指導における指導事項等について

(1) 運営に関する基準

ウ サービス提供の記録

【主な指導事項等】

- サービスの提供の都度記録、確認がされていない。
- サービスの具体的内容が記録されていない。

◆【平18厚令171第19条】

指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した場合は、その提供日、内容その他必要な事項を、当該提供の都度記録しなければならない。

- 2 前項の規定による記録には、当該記録に係る指定居宅介護の提供を受けたことについて支給決定障害者等の確認を受けなければならない。

◆【平24厚令15第21条】

指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した場合は、その提供日、内容その他必要な事項を、当該提供の都度記録しなければならない。

- 2 前項の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定児童発達支援を提供したことについて確認を受けなければならない。

2 運営指導における指導事項等について

(1) 運営に関する基準

工 利用者負担額等の受領

【主な指導事項等】

- 費用の支払を受けた際に領収証が発行されていない。

◆【平18厚令171第21条第4項】

指定居宅介護事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。

◆【平24厚令15第23条第5項】

指定児童発達支援事業者は、前第1項から3項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

2 運営指導における指導事項等について

(1) 運営に関する基準

Ⅰ 利用者負担額等の受領

【主な指導事項等】

- 利用者負担額等について説明を行い、同意を得ていない。
- 支払を受ける費用の積算根拠が明確に示されていない。

◆【平18厚令171第21条第5項】

指定居宅介護事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。

◆【平24厚令15第23条第6項】

指定児童発達支援事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

2 運営指導における指導事項等について

(1) 運営に関する基準

Ⅰ 利用者負担額等の受領

【主な指導事項等】

- 預り金の出納管理に係る費用を徴収する場合に必要な書類が備えられていない。
(共同生活援助等)

◆平成18年12月6日:障発第1206002号【障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて】

預り金の出納管理に係る費用については、「その他の日常生活費」とは区別されるべき費用である。預り金の出納管理に係る費用を利用者から徴収する場合には、

- (1) 責任者及び補助者が選定され、印鑑と通帳が別々に保管されていること、
 - (2) 適切な管理が行われていることの確認が複数の者により常に行える体制で出納事務が行われること、
 - (3) 利用者との保管依頼書(契約書)、個人別出納台帳等、必要な書類を備えていること
- 等が満たされ、適正な出納管理が行われることが要件となる。

2 運営指導における指導事項等について

(1) 運営に関する基準

才 給付費等の額に係る通知等

【主な指導事項等】

- 給付費の額が通知されていない。

◆【平18厚令171第23条第1項】

指定居宅介護事業者は、法定代理受領により指定居宅介護に係る介護給付費の支給を受けたときは、支給決定障害者等に対し、その者に係る介護給付費の額を通知しなければならない。

◆【平24厚令15第25条第1項】

指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、その者に係る障害児通所給付費の額を通知しなければならない。

2 運営指導における指導事項等について

(1) 運営に関する基準

力 計画の作成

【主な指導事項等】

- アセスメントが行われていない。
- 計画の作成に係る会議が開催されていない。
- モニタリングの結果が記録されていない。
- 文書により利用者の同意を得ていない。

◆ 【平18厚令171第58条】

◆ 【平24厚令15第27条】

2 運営指導における指導事項等について

(1) 運営に関する基準 力 計画の作成

【主な指導事項等】

○個別支援計画の作成に係る業務が適切に行われていない。

※個別支援計画未作成等減算

◆次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

(1) サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていないこと。

(2) 個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていないこと

2 運営指導における指導事項等について

(1) 運営に関する基準

キ 勤務体制の確保等

【主な指導事項等】

- 事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、兼務関係等が明確に定められていない。

【平18厚令171第33条第1項】

【平24厚令15第38条第1項】

2 運営指導における指導事項等について

(1) 運営に関する基準

キ 勤務体制の確保等

【主な指導事項等】

- 従業者（特に非常勤の従業者）の研修の機会が確保されていない。
- 研修が計画的に行われていない。
 - ◆ 【平18厚令171第33条第3項】
 - ◆ 【平24厚令15第38条第3項】
- セクハラ、パワハラ等のハラスメントを防止するため、方針の明確化等の必要な措置が講じられているか。
 - ◆ 【平18厚令171第33条第4項】
 - ◆ 【平24厚令15第38条第4項】

2 運営指導における指導事項等について

(1) 運営に関する基準

ク 業務継続計画の策定等について

【主な指導事項等】

- 業務継続計画（感染症・非常災害）の策定と従業者への周知がされていない。
- 必要な研修及び訓練が、定期的を実施されていない。
 - ◆【平18厚令171第33条の2】
 - ◆【平24厚令15第38条の2】

2 運営指導における指導事項等について

(1) 運営に関する基準

ケ 感染症等の予防及びまん延防止の措置について

【主な指導事項等】

- 対策検討委員会の定期的開催と従業者への結果の周知徹底が行われていない。
- 予防及びまん延防止のための指針が整備されていない。
- 従業者に対する研修及び訓練が定期的に行われていない。
 - ◆ 【平18厚令171第34条第3項】
 - ◆ 【平24厚令15第41条第3項】

2 運営指導における指導事項等について

(1) 運営に関する基準

コ 身体拘束の禁止

【主な指導事項等】

- 身体拘束を行うのは、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に限られる。
- やむを得ず行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。
- 身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。
 - ・ 対策検討委員会の定期的な開催と、その結果の従業者への周知徹底
 - ・ 適正化のための指針の整備
 - ・ 従業者に対する適正化のための研修の定期的な実施

◆【平18厚令171第35条の2】

◆【平24厚令15第44条】

2 運営指導における指導事項等について

(1) 運営に関する基準

サ 虐待防止

【主な指導事項等】

- 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。
- 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施しているか。
- 上記項目を適切に実施するための担当者を置いているか。

◆【平18厚令171第40条の2】

◆【平24厚令15第45条第2項】

2 運営指導における指導事項等について

(1) 運営に関する基準

シ 秘密保持等

【主な指導事項等】

- 従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていない。
- 事業者が、他の事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際に、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ていない。

◆【平18厚令171第36条】

◆【平24厚令15第47条】

2 運営指導における指導事項等について

(1) 運営に関する基準 ス 変更の届出等

【主な指導事項等】

- 届出事項に変更が生じた際に、変更届が提出されていない。

◆【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成17年法律第123号）第46条】

指定障害福祉サービス事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定障害福祉サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定障害福祉サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

- 3 指定障害者支援施設の設置者は、設置者の住所その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

※同様の規定

◆【児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20】

2 運営指導における指導事項等について

(2) 給付費の算定及び取扱い

ア 欠席時対応加算（生活介護等）

【主な指導事項等】

- 欠席時対応加算について必要事項（利用者の状況、相談援助の内容、日付等）が記載されていない。

◆【平18留意事項通知1031001第二の2（6）⑨（平18厚告523別表第6の7）】

報酬告示第6の7の欠席時対応加算については、以下のとおり取り扱うこととする。

- (1) 加算の算定に当たっては、急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合について算定可能とする。 ※前々日、前日又は当日は、開所日単位で考える。
- (2) 「利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行う」とは、電話等により当該利用者の状況を確認し、引き続き当該指定生活介護等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録することであり、直接の面会や自宅への訪問等を要しない。

※同様の規定

◆児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平24 厚告122 別表第1の7の注）】

2 運営指導における指導事項等について

(2) 給付費の算定及び取扱い

イ 福祉専門職員配置等加算

【主な指導事項等】

○ 福祉専門職員配置等加算について、届出と異なる体制で算定されているケースが見られる。

◆【平18厚告523別表第5の3】 【平24 厚告122別表第1の5の注】

報酬告示第5の3の福祉専門職員配置等加算については、以下のとおり取り扱うこととする。

(1) 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)については、指定障害福祉サービス基準第50条第1項第3号又は附則第3条の規定により置くべき生活支援員(生活支援員)として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所において、指定療養介護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

(2) 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)については、生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所において、指定療養介護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、(1)の福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は算定しない。

(3) 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)については、次の①又は②のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所において、指定療養介護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。① 生活支援員として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。② 生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。ただし、この場合において、(1)の福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)又は(2)の福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)を算定している場合は算定しない。

2 運営指導における指導事項等について

(2) 給付費の算定及び取扱い

ウ 児童指導員等加配加算及び専門的支援加算（児童発達支援、放課後等デイサービス）

【主な指導事項等】

- 人員基準を満たしていないにも関わらず加算が算定されているケースが見られる。

※利用者（障害児）が10人を超える際にはご注意ください。

◆【人員基準】（基準第5条第1項第1号）

児童指導員又は保育士

①障害児の数が10人まで 2人以上

②10人をこえるもの 2人に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 運営指導における指導事項等について

(2) 給付費の算定及び取扱い

才 福祉・介護職員処遇改善加算

【主な指導事項等】

- 賃金改善方法、キャリアパス要件、職場環境等要件等について、職員に周知されていない。

◆【平18厚告523別表】【平24 厚告122 別表】

当該指定居宅介護事業所等（…）において、（1）の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、都道府県知事（…）に届け出ていること。

◆【福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（平成30年3月30日障障発0330第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）第1 11】

（1）賃金改善方法の周知について

加算の届出を行った事業所は、当該事業所における賃金改善を行う方法等について福祉・介護職員処遇改善計画書を用いて職員に周知するとともに、就業規則等の内容についても職員に周知すること。

また、福祉・介護職員から加算に係る賃金改善に関する照会があった場合は、当該職員についての賃金改善の内容について、書面を用いるなど分かりやすく回答すること。

より良い支援の実現のために、
今後も適正な事業の運営をお願いします。

事業所内で、不正な事案と思われること等がありましたら、法令遵守責任者や同僚、上司、法人の役員、行政等の関係機関へ連絡、相談等をしてください。

日頃から、十分なコミュニケーションを図るとともに、ミーティングや研修等をとおして、お互いに注意し合い、牽制し合える体制づくりに努めてください。